

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111



お知らせ

海区漁業調整委員会委員  
選挙人名簿の縦覧

この選挙人名簿は、毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。

今回この名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。登録に該当する方は、確認をしてください。

■縦覧期間

10月20日(木)～11月3日(木)  
8時30分～17時

■縦覧場所・問合せ

市庁舎別館3階  
市選挙管理委員会事務局  
TEL0897-52-1263

結婚50周年のご夫婦を  
お祝いします(追加受付)

結婚50周年(金婚)を迎えられたご夫婦を9月29日に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、追加して届出を受け付けます。

■対象

昭和36年中に婚姻届をされたご夫婦で、市への金婚の届出をされていないご夫婦

■届出方法

届出先にある届出書に必要な事項を記入・押印し、10月21日(金)までに提出してください。

■届出先

○市庁舎別館高齢介護課  
長寿・いきがい対策係  
TEL0897-52-1292

○各総合支所市民福祉課  
福祉係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)

10月の市税ごよみ

20日(木) 固定資産税第3期分、国民健康保険税第3期分の督促状の発送

31日(月) 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

住宅用火災警報器を  
設置してください

本年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

まだ設置されていない方は、大切な命を守るため寝室や子ども部屋、階段などに必ず設置して下さい。

体の不自由な方や高齢者等の世帯で、住宅用火災警報器の取り付けが困難な方は、消防職員が向いて取り付けをサポートしますので、お気軽にご相談ください。

■問合せ

消防本部予防課 予防係  
TEL0897-56-0251

身体に障害のある方の  
補装具を交付・修理します

市では身体障害者手帳の交付を受けた方に対し、失われた(低下した)機能を補うための補装具を交付・修理しています。

■補装具の種類

○肢体不自由 車いす、電動車いす、義肢、装具、歩行補助杖など  
○視覚障害 白杖、弱視眼鏡など  
○聴覚障害 補聴器

■自己負担

原則として、交付・修理に要する費用の1割負担(世帯の課税状況により、上限額が決まっています)

■注意事項

交付される補装具は、障害程度や年齢などで本人の状態に合致したものと異なる場合があります。

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係  
TEL0897-52-1214  
TEL0897-52-1214  
FAX0897-52-1294

○各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)

四国労働金庫教育ローン  
特別金利キャンペーン

四国労働金庫では西条市提携の教育ローンで特別金利キャンペーンを行っています。教育資金の借入れをお考えの方、ぜひご利用ください。

■固定金利

1・65%(通常2%)

■返済期間

5年以内(150万円以上の場合)は据置4年を含む9年

■利用限度額

200万円

■申込期限

平成24年3月30日(金)

■申込先

四国労働金庫西条支店  
TEL0897-56-2864

あなたはペットを飼う資格  
がありますか?

飼い主としての義務を果たしていない人のために、周囲で迷惑している人がいます。ペットの散歩にはナイロン袋・汚物取り・ペーパーなどを携帯し、フンは必ず持ち帰り処理しましょう。

また、犬の放し飼いは事故のもとです。必ず敷地内でつないで飼いましょう。